

旭地振第 471 号

令和 8 年 6 月 19 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区総務課長

旭区地域振興課長

旭区地域振興資源化推進担当課長

## 旭区安全安心功労者及び美化・リサイクル運動推進功労者の 表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

「あさひ安全安心表彰式」を旭公会堂にて開催予定です。

つきましては、表彰式へのご出席、及び表彰基準に基づく表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

### ・旭区安全安心功労者(防犯部門・交通安全部門・防災部門)

区内において、防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

### ・旭区美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

## 1 出席依頼について

### (1) 開催日時（予定）

令和 8 年 9 月 30 日（水）14 時 30 分から 16 時 00 分まで

・旭区安全安心対策協議会総会：14 時 30 分から 14 時 50 分まで

・あさひ安全安心表彰式：15 時 00 分から 16 時 00 分まで

### (2) 開催場所

・旭区安全安心対策協議会総会：旭公会堂 1・2 号会議室

・あさひ安全安心表彰式：旭公会堂講堂

## 2 推薦依頼について

### (1) 推薦書提出期日

令和 8 年 8 月 3 日（月）

（各自治会町内会（連合未加入含む）から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 24 日（金）としております）

### (2) 推薦書提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：丸山、池上、山田、小中

メール：as-chishin@city.yokohama.lg.jp

※ 要綱により、防犯部門・交通安全部門・防災部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会と定められています。

推薦者は必ず地区連合自治会町内会長になります。

連合未加入の自治会町内会から推薦のご相談がありましたら、ご対応をお願いします。

※ 交通安全部門については、「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」等の基準を満たさない場合、表彰対象外となります。

## 旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

なお、次に該当するものは対象者となることができない。

- (1) 過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
- (2) 過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
- (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
- (4) 交通安全の部にあっては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
- (5) 防犯の部にあっては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの

## 旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)  
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

担当：【防犯部門】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）  
丸山・山田 TEL 9 5 4 - 6 0 9 5

【防災部門】 旭区役所総務課（窓口 24 番）  
鈴木・涌井・薄田・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

【交通安全部門】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）  
池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

【美化・リサイクル運動】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）  
池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

旭地振第 471 号

令和 8 年 6 月 19 日

自治会町内会長 各位

旭区総務課長

旭区地域振興課長

旭区地域振興資源化推進担当課長

旭区安全安心功労者及び美化・リサイクル運動推進功労者の  
表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

「あさひ安全安心表彰式」を旭公会堂にて開催予定です。

つきましては、表彰基準に基づき、表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

・旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)

区内において、防犯・防災・交通安全に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

・旭区美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

1 推薦書提出期日

令和 8 年 7 月 24 日（金）

※自治会町内会長様から各連合自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。

その後、各連合自治会町内会長様が取りまとめのうえ、8 月 3 日（月）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

2 推薦書提出先

各連合自治会町内会長

※ 要綱により、防犯部門・防災部門・交通安全部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会と定められています。連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連合自治会町内会長様へ御相談ください。

※ 交通安全部門については、「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」等の基準を満たさない場合、表彰対象外となります。

裏面あり

## 旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

なお、次に該当するものは対象者となることができない。

- (1) 過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
- (2) 過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
- (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
- (4) 交通安全の部にあつては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
- (5) 防犯の部にあつては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの

## 旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)  
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

担当：【防犯部門】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 丸山・山田 TEL 9 5 4 - 6 0 9 5
【防災部門】	旭区役所総務課（窓口 24 番） 鈴木・涌井・薄田・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7
【交通安全部門】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6
【美化・リサイクル運動】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

# 旭区安全安心功労者推薦書

( 個人用 )

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 \_\_\_\_\_  
(推薦者)  
連合自治会町内会会長名 \_\_\_\_\_

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防犯 ・ 交通安全 ・ 防災
自治会町内会	
ふりがな 氏名	
住所	〒  電話：
生年月日	年 月 日 ( 歳)
功績区分	(1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 _____
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 月頃から

# 旭区安全安心功労者推薦書

( 団 体 用 )

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 \_\_\_\_\_  
(推薦者)  
連合自治会町内会会長名 \_\_\_\_\_

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防犯 ・ 交通安全 ・ 防災
自治会町内会	
ふりがな 団体名	
	代表者氏名： _____ 活動人数： _____ 人
住 所	〒 _____ 電話： _____
功 績 区 分	(1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 _____
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 _____ 月頃から

# 旭区美化・リサイクル運動推進功労者推薦書

( 個人用 )

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 \_\_\_\_\_  
(推薦者)  
連合自治会町内会会長名 \_\_\_\_\_

旭区美化・リサイクル運動推進功労者として、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	
住所	電話
生年月日	年 月 日 ( 歳)
活動役職 (任意)	
功績区分	(1) 清掃 (2) リサイクル (3) 広報 (4) 花いっぱい・緑化 (5) 寄付 (6) その他
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月・週 回位
活動場所	
活動内容 (具体的に記入)	

# 旭区美化・リサイクル運動推進功労団体推薦書

( 団 体 用 )

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 \_\_\_\_\_  
(推薦者)  
連合自治会町内会会長名 \_\_\_\_\_

旭区美化・リサイクル運動推進功労団体として、次のとおり推薦します。

ふりがな 団体名		
	代表者氏名：	活動人数： 人
住 所	電 話	
功績区分	(1) 清 掃	(2) リサイクル (3) 広 報 (4) 花いっぱい・緑化 (5) 寄 付 (6) その他
過去に受けた 表彰等		
推 薦 理 由		
活動開始時期	年	月頃から
活 動 頻 度	月・週	回位
活 動 場 所		
活 動 内 容 (具体的に記入)		

## 旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱

制 定 平成22年6月22日 旭地振第416号（旭区長決裁）

最近改正 平成30年12月1日 旭地振第1123号（旭区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、旭区内において防犯・交通安全・防災活動（以下「安全安心活動」という。）の推進に功労のあった個人または団体を表彰し、もって安全安心活動の一層の強化を図ることを目的とする、旭区安全安心功労者区長表彰（以下「表彰」という。）に関して、必要な事項を定める。

### （表彰の部門）

第2条 表彰の部門として、防犯の部、交通安全の部、防災の部を設ける。

### （表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、旭区内の安全安心活動の推進において、次の各号のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- （1）広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められるもの
- （2）安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があったもの
- （3）資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの
- （4）その他、安全安心活動の推進に寄与したもの

2 表彰の対象に関する詳細な基準については、別に定める。

### （表彰候補者の推薦）

第4条 旭区安全・安心対策協議会（以下「協議会」という。）は、第3条の条件を満たす個人及び団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

### （被表彰者の決定）

第5条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で、被表彰者を決定するものとする。

### （表彰の方法）

第6条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行うものとする。

### （表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

### （実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

(旭区交通安全功労者区長表彰要綱の廃止)

- 2 旭区交通安全功労者区長表彰要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

(旭区防犯功労者区長表彰実施要綱の廃止)

- 3 旭区防犯功労者区長表彰実施要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

# 旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰要綱

## (目 的)

第1条 この表彰は、旭区内において、旭区美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人及び団体を表彰し、本運動の一層の強化を図ることを目的とする。

## (表彰対象)

第2条 次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

## (表彰基準)

第3条 個人及び団体の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条の(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。
- (2) 要綱第2条(5)については、5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの。
- (3) 要綱第2条における表彰対象の業績または功労が、10年以上の場合は永年表彰の対象とすることができる。
- (4) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うものは、対象者となることができない。

## (推薦及び決定)

第4条 旭区連合自治会町内会連絡協議会は旭区長あてに推薦し、旭区長が被表彰者を決定する。

## (表 彰)

第5条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行う。ただし、合わせて記念品を授与することもできる。

## (表彰時期)

第6条 表彰は、原則として年1回行う。

## (事務局)

第7条 本表彰にかかる事務は、旭区総務部地域振興課資源化推進担当が行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成9年6月19日から施行する。

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。